

東京都行政書士会八王子支部 会報



行政はちおうじ・ひの

発行所 東京都行政書士会八王子支部
 発行人 塚本 富男
 〒192-0917 東京都八王子市西片倉3-3-1
 電話 042-635-2452
 FAX 042-636-2453
 八王子支部ホームページ
<http://hachioji.tokyo-gyosei.or.jp/>

焼きカレーパン・TOYODA BEER

連載中

2面 暮らしの法務

- 「終活」Vol.5 遺言書作成
- 暮らしの中の民法⑤

3面 行政書士業務紹介

- 自動車と行政書士
- 外国人雇用の注意点

4面 相談会等情報

日野にはうまい焼きカレーパンがある！！

その契機となったのは、障がい者就労支援などを行っている「日野わーく・わーく」の加盟施設である「工房夢ふうせん」が製造した「ひのめぐみ・華麗になる焼きカレーパン」であります。「ひのめぐみ・華麗になる焼きカレーパン」は、2012年に行われた「ひのB級グルメコンテスト」で準グランプリを獲得し、翌2013年には「ニッポン全国物産展ご当地おやつランキング」の東京都代表に選出され、準グランプリの栄冠に輝きました。その特徴は、主に日野産農産物を使用し、油で揚げないヘルシーさにあります。

今では、準グランプリの勢いを受け発

足した「焼きカレーパン」プロジェクトに賛同した市内にある8軒のパン屋さんによって、様々な焼きカレーパンが販売されています。

そんな日野の自慢の焼きカレーパン片手に飲みたいのが「TOYODA BEER（豊田ビール）」!! 多摩地域最古のビール工場・山口醸造所によって明治19（1886）年に作られた伝統ある地ビールです。

長い月日の内で途絶えてしまった豊田ビールですが、平成25年度に行われた山口家敷地の発掘調査と蔵の調査をきっかけに、TOYODA BEERを地域資源として磨き上げ、地域の活性化につなげるプロジェクトが立ち上がりました。

TOYODA BEERの特徴は、当時のままの「獨逸釀造法」にあります。非熱処理でろ過しない生きた酵母を使用しています（そのため賞味期限は3ヶ月）。低温の下面発酵で、約一ヶ月もの時間をかけて醸造し、4種の麦芽の旨味を引き出しています。また一部ローストした麦芽を使用する事で、深いコクと香味を出し、フローラルな喉越しで、香り豊かな余韻を楽しむ事ができます。

ビールの復刻と並行して行われているのが、市内での大麦の栽培です。現在は試験的な栽培がおこなわれている段階ですが、将来的には日野産大麦を使用してビールを醸造することを目指しています。

じきに訪れる桜の季節、焼きカレーパンをほおばり、TOYODA BEERをグビッと飲んで、今と昔の日野に思いを馳せてみては如何でしょうか!!

お問い合わせ先：TOYODA BEERプロジェクト実行委員会 事務局

日野市まちづくり部産業振興課 商工係 TEL: 042-585-1111 (内線3422)

(取材協力 TOYODA BEERプロジェクト実行委員会 山下雅弘様)



八王子市は今年で市制100周年になります。
 平成29年は、市制施行100周年記念事業として、八王子市は今年で市制100周年になります。
 これまでの歴史と未来の展望を語る企画として、市民の皆さんが积极参与する事で、八王子市は今年で市制100周年になります。
 これまでの歴史と未来の展望を語る企画として、市民の皆さんが积极参与する事で、八王子市は今年で市制100周年になります。

八王子市は今年で市制100周年になります。

終活 vol.5 遺言書作成

平成27年6月から開始したこの終活特集も今回で最後です。遺言書の作成となります。

1、自筆証書遺言か公正証書遺言か

手書きの自筆証書にこだわる方がいらっしゃるのですが、専門家としてはお勧めしません。せっかく作ったのに無駄になってしまったり、遺言者が亡くなつた後、手続きが面倒だったりするからです。せっかく作るのであれば、少し手間と費用をかけて安心できるもの（公正証書遺言）にしましょう。どうしても手書きにこだわる方は、全文手書きで、日付と署名と押印というポイントを忘れずに作成してください。自筆証書も公正証書も効力は同じですので、自筆であつても遺言書がないよりあった方が断然よいです。

2、中身のポイント

(1) まずは、自分が亡くなつた後、財産をどうしたいのか、率直な気持ちを確認します。法定相続分とか遺留分とか税金とかに関係なく、もちろん「家族親族でない方にあげたい」というのでも構いません。ご自身の財産ですから自分自身の気持ちが大切です。

(2) その気持ちを、具体的な財産の分配で表現します。ここは、ご自身で難しければ専門家、すなわち相続専門の行政書士を活用してはいかがでしょうか？

(3) どの財産を誰に相続させるか決まつたら、手続きについても配慮した文言にすると手続きがスムーズに運びます。この点も相続手続きに精通した行政書士に相談してもよいでしょう。

(4) 遺言書が効力を生じて、実際に手続きをするときは、遺言者ご自身はこの世におりません。そこで、遺言者以外の方が手続を進めなければなりません。指定がなければ相続人全員で手続きを進めます。相続人の仲が悪かったり、遺言書の内容に納得いかない相続人がいると、手続きが進まなくなつてしまふかもしれません。遺言執行者がいれば、遺言執行者の実印と印鑑証明書で手続きを進められます。ご自分が亡くなつ

た時、必要書類を集めたり作成したりして、特に平日の昼間に役所や銀行の窓口で手続きできる方を、事前に了解を得て指定しておきます。遺言者と年齢的に近い配偶者や兄弟姉妹は、先に亡くなつているかもしれませんし、ご高齢で手続きが難しいかもしれませんので、その点も考慮しておきましょう。行政書士が執行者となつて手続きすることもよくあります。また遺言書で執行者の指定がないときでも、家庭裁判所に申し立てて執行者を後付けすることも可能です。

3、公正証書遺言書の作成方法

(1) ご自身で手続きする場合と行政書士の活用

遺言書の下書きやメモのほか、遺言者の戸籍謄本、印鑑証明書、金融機関のリスト、不動産があるなら、登記情報や固定資産評価額証明書（納税通知書でも可能）、相続人の戸籍謄本や住民票などを持って公証役場に事前の相談に行きます。また推定相続人などでない第三者2名を証人とする必要がありますので、その方の氏名と運転免許証などの証明書のコピーとスケジュールのメモ（ご自身と証人2名と公証人のスケジュールを調整して作成の日時を決めます）を準備して、公証役場に行く予約の電話をしましょう。この手続きの代行も行政書士が致します。2人の証人の一人にもなりますし、もう一人も手配します。遺言書の文案とともに行政書士を活用するのもよいでしょう。

(2) 作成後のこと

作成後は、遺言書の保管と遺言執行者等と相続人の連絡体制など不備のないように対策しておきましょう。行政書士が関わる場合は、その点も対策しておきますが、専門家が関わらないときはご注意ください。遺言書を作った後、手続きが終わるまで紛失しないように、また遺言者が亡くなつた後遺言書の存在を関係者に知らしめ、遺言書通り手続きが進むように準備しなければなりません。また気が変わつたり、状況が変わつた場合の遺言書の書き直しも可能です。その際は、行政書士や公証役場に相談してみて下さい。

**暮らしの中の民法⑤ちょっと考えてみませんか
〔遺産分割最高裁大法廷決定〕**

ただしこの決定にも問題点があります。何よりも機械的な分割ではなくなるので、裁判が決着するまでに、より時間がかかるようになり、その間、相続人は金融機関から預貯金を引き出せません。そのため相続金を生活費等に充てることを考えていた相続人は、深刻な事態になることも想定されます。また、相続人から仮の支払いを求められた銀行等が、裁判の未決着を理由にいつまで支払いを拒否できるかという実務上の扱いも、今後問題となる可能性があります。これらの問題を回避するためにも、裁判によらない話し合いと合意による遺産分割協議書の作成が、益々重要となつてくると言えます。

生していた生前贈与を受けた相続人と受けなかつた相続人との不公平を解消する方向で、裁判による遺産分割を決着させることが期待されるようになりました。

被相続人の預貯金を、相続人の親族がどのように分割して相続するかについて、最高裁大法廷は、昨年十二月十九日に従来の判断を変更する決定を示して注目されました。

遺産分割協議が決裂した場合は、従来の判例は残された現金（預貯金）は、相続人の法定相続分に従つて機械的に分割されるとしてきましたが、今回の最高裁決定では、「預貯金は現金のように確実かつ簡単に見積もることができ、遺産分割で調整に使える財産になる」として、「預貯金は法定相続の割合で機械的に分配されず、話し合いなどで取り分を決められる『遺産分割』の対象になる」という判断を示して判例を変更しました。これによって従来の裁判で発生していた生前贈与を受けた相続人と受けなかつた相続人との不公平を解消する方向で、裁判による遺産分割を決着させることが期待されるようになりました。

自動車と行政書士

自動車と行政書士の関わりは大変深く、かつては運転免許試験場の前に事務所を構えて、運転免許証の更新に訪れた人に、更新書類を作成したり顔写真を撮ったりする光景が多くみられました。最近では免許更新のシステムも変わり、こうしたことはなくなりましたが、行政書士と自動車の関わりは多方面にわたってます。

自動車の登録・検査

新車を購入するときに必要な登録を、新規登録と言います。その内容を記載したのが車検証です。車検証に登録した事項が変更になったときは、変更登録が必要になります。引越をして住所が変わった、結婚して姓が変わったなどの場合です。さらに車の売買や相続等によって、自動車の所有者の名義が変わるとときは、移転登録によって所有者名義を変えることになります。さらに自動車が不要になったり、事故で壊れて使えなくなったときは、状況に応じて一時抹消登録や永久抹消登録をすることによって、自動車の所有権を放棄することができます。また、長年自動車を所有している場合には、原則として2年に一度、自動車の安全検査、いわゆる「車検」を受けることが必要です。この車検はディーラーに依頼するのが一般的ですが、自分で車検場を持ち込んで車検を受けることも出来ます。行政書士は、所有者の依頼に応じて車の登録や検査についての手続を代理で行うことができます。

車庫証明

自動車を購入したり引越等で自動車を置いておく

外国人雇用の注意点

外国人観光客の増加や2020年には東京オリンピックが開催されることもあり、「外国人に対応できるようにしたい」という会社もあります。

しかし、日本人を雇う場合と異なり、外国人を雇う場合、一定の制限があります。その一つが在留資格です。外国人は日本で働くためには、会社の仕事内容に適合している在留資格が必要なのです。

外国人を雇う場合、まず、会社で行ってほしい業務内容は、どの在留資格に適合するかを検討することになります。すでに在留資格を持っている外国人を雇う場合、在留カードを見せてもらいます。そこ

場所が変わった場合には、変更後の住所を管轄する警察署に対して、自動車を保管する場所についての証明、いわゆる車庫証明が必要となります。この車庫証明は、普通自動車の場合は許可、軽自動車の場合は届出が必要とされていて、これについても行政書士が代理して許可の申請や届出を行うことができるようになっています。

封印・出張封印

売買や引越で自動車の保管場所がかわり陸運事務所の管轄が変わるとときは、ナンバープレートも替えることになります。この場合、自動車を陸運事務所に持ち込んで、移転や変更登録と一緒に新しいナンバープレートに付け替えることになります。その際、普通自動車については、封印官によって車後方のナンバープレートの左上に封印がされます。これは、車の所有者が勝手にナンバープレートを交換したり外したりすることを防止するためです。この封印について、行政書士には依頼者のものと出向いてナンバープレートを交換して封印をする権限が認められています。これを「出張封印」と呼んでいます。行政書士に頼むことによって、休みをとつてわざわざ車を持って行かなくても、ナンバープレートの交換ができるのです。この出張封印を利用して、最近話題のご当地ナンバーへの変更も出来ます。東京ならば、練馬ナンバーを杉並ナンバーに、品川ナンバーを世田谷ナンバーに変えることも、車の持主は自宅に居ながらナンバー交換をすることが出来るのです。

このように、行政書士は自家用車をめぐる手続に深く関わっています。車のことでお困りのときは、お近くの行政書士にお気軽にご相談下さい。

の在留資格の欄に「永住者」「永住者の配偶者等」「日本人の配偶者等」「定住者」と書かれている場合は、ほとんどどんな仕事でもすることができます。また、裏面に「資格外活動許可」と下段に書かれている場合にも、風俗関係の仕事以外ならほとんど働くことができます。

これ以外の在留資格の場合は、業務内容と在留資格を検討することになりますが、もし間違えてしまった場合、雇ったけれど会社で働くことができないという状況になることがあります。また、働くことができないのに働かせてしまうと犯罪なので、会社や個人に罰則があります。

「働けないことを知らなかった」では通用しないので、外国人を雇う場合は注意が必要です。

困った時の相談マグネット

「遺言はどう書けばいいのかしら・・」「相続でもめる話を聞くけれどどんな準備をしたらいいかしら」「思い切って起業することにしたけれど、どんな手続きがいるのかなあ・・」

毎日の暮らしでいろいろと迷うことが多いですね。そんな時には「行政書士に相談しましょう」。わかりやすく説明してくれたり、専門の機関を紹介してくれたり、役所への書類を作成してくれて、日常のアドバイスもしてくれます。でも、どこに連絡したらいいのかわからない・・ということがないように「困り事解決マグネットシール」もお配りしています。

このシールは冷蔵庫などにも貼れる優れもの。なにか

困ったことがおこったら「そうニヤ！行政書士に相談しよう」です。いきなり解決しなくても、どうすればいいかの方向はみえてくるかもしれません。

このマグネットシールは東京都行政書士会八王子支部の街頭無料相談会などでお配りしています。この猫の名前は行政書士会のマスコットキャラクター「ユキマサくん」です。このにゃんこを見て思い出してください。私たちがあなたのお悩みをお伺いします。



無料相談会情報

<八王子市役所>

第1～第5木曜日 午後1時30分～
「相続・遺言等暮らしの手続相談」
八王子市役所 市民部市民生活課 予約制
042-620-7227

3月は、2日・9日・16日・23日・30日

<八王子商工会議所>

「法人設立・許認可・各種契約など」
042-623-6311

<日野市役所>

毎月第1金曜日、第3木曜日午後1時30分～
「相続・遺言等暮らしの書類作成相談」
日野市役所 市長公室市民相談担当 予約制
042-585-1111

3月は、3日・16日

いずれも予約制となっております。また日程が変更になることがありますので、事前に、各市役所もしくは商工会議所にお問い合わせ下さい。

街頭無料相談会のお知らせ

「遺言でどう書けばいいの？」「相続ってどんな風になるの？」「起業したいのだけど会社の設立はいくらかかるの？」など、普段から気になるけれど、どこに相談したらよいか迷うことはありませんか？こんな時には身近な街の法律家の行政書士に相談しましょう。

今年のゴールデンウィークの5月5日(金)、5月6

日(土)に、八王子駅北口西放射線ユーロードの八王子古本まつり内ブースで、予約しないで相談が受けられます。

困った時々にあってよかつた「行政書士会電話番号入りオリジナルマグネットシール」もプレゼントいたします。ぜひこの機会にもやもやをスッキリさせましょう。



八王子支部では、行政書

ご相談・ご依頼・お問い合わせ先

紹介しております。お気軽にお問い合わせください。

士業務全般について、一般市民の方や事業者様からのご依頼・ご相談について業務ごとに名簿を整理し、ご連絡あれば支部会員の行政書士を

<行政書士会八王子支部 市民相談等担当>

070-4219-8805

編集後記

最近は寒さをより一層感じてしまい、外に出てることがとても億劫となりがちです。そんな中、外を歩いていると子ども達が元気な声で走り回っているのを見かけました。子どもの元気な姿を見ていると、こちらまで元気を分けてもらえ、

広報の作成にも力をもらえたように思えます。今年度最後の広報になりますが出来栄えはいかがでしたか？皆様の暮らしに少しでも役に立つ記事が1つでもあれば幸いです。

(広報部、佐々木、廣瀬、清水、樋口、山本、藤原)